

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案要綱



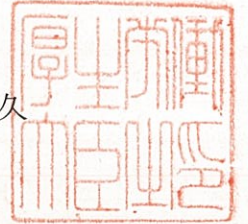
厚生労働省発職0221第3号

平成26年2月21日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働移動支援助成金制度の改正

一 再就職支援奨励金の助成の対象について、中小企業事業主以外の事業主を加えるものとし、支給額を次のとおり引き上げるとともに、再就職実現時だけでなく支援委託時にも支給するものとする。

(一) 中小企業事業主 再就職支援の委託に要する費用の三分の二（対象者が四十五歳以上のものにあつては、五分の四）

(二) 中小企業事業主以外 再就職支援の委託に要する費用の二分の一（対象者が四十五歳以上のものにあつては、三分の二）

二 事業主が対象者に対して求職活動等のための休暇を付与した場合、再就職実現時において再就職支援奨励金を次のとおり支給するものとする。

(一) 中小企業事業主 付与した休暇の日数を合計した数に七千円を乗じて得た額

(二) 中小企業事業主以外 付与した休暇の日数を合計した数に四千円を乗じて得た額

三 事業主が対象者に対する再就職支援の一部として訓練等の実施を委託した場合、再就職実現時におけ

る再就職支援奨励金の支給額を、対象者一人につき次のとおり加算するものとする。

(一) 訓練の実施を委託した場合 訓練の実施期間一月につき六万円

(二) 三回以上のグループワークの実施を委託した場合 一万円

四 労働移動支援助成金として受入れ人材育成支援奨励金を創設し、再就職援助計画の対象者等を雇い入れ、訓練を実施した事業主に対し、対象者一人につき次のとおり支給するものとする。

(一) 当該訓練に要した経費等の合計額（三十万円を上限とする。）

(二) 当該訓練（座学等に限る。）期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に八百円を乗じて得た額

(三) 当該訓練（実習に限る。）の実施時間数に七百円を乗じて得た額

第二 キャリアアップ助成金制度の改正

一 平成二十八年三月三十一日までの間は、次のとおり支給額又は加算額を引き上げるものとする。

(一) 正規雇用転換

イ 有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合の支給額 対象労働者一人につき四十万円（中小企業事業主の場合は五十万円）

ロ 無期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合の支給額 対象労働者一人につき二十五万円（中小企業事業主の場合は三十万円）

ハ その指揮命令の下に労働させる有期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者として雇い入れた場合の支給額 対象労働者一人につき五十万円（中小企業事業主の場合は六十万円）

ニ その指揮命令の下に労働させる、無期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者として雇い入れた場合の支給額 対象労働者一人につき三十五万円（中小企業事業主の場合は四十万円）

(二) 処遇改善

全ての有期契約労働者等について、職務の相対的な比較を行うための手法を用いて賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた場合の加算額 一事業所につき十五万円（中小企業事業主の場合は二十万円）

(三) 短時間正社員への転換

有期契約労働者等を短時間正社員に移行した場合の支給額 対象労働者一人につき二十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主の場合は三十万円）

二 有期契約労働者等に一般職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練に要した経費等の合計額について、次の(一)から(三)までに掲げる実施時間数の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める額を超えるときは、当該定める額の助成を行うものとする。

- (一) 百時間未満 七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）
- (二) 百時間以上二百時間未満 十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）
- (三) 二百時間以上 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

第三 キャリア形成促進助成金制度の改正

一 構成事業主の雇用する被保険者に、団体等実施型訓練を受けさせる事業主団体等に対し、当該訓練に要した経費の二分の一の額の助成を行うものとする。

二 育休中・復職後等能力向上型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練に要した経費の三分の一（中

小企業事業主にあつては、二分の一の額及び当該訓練期間（育児休業の期間を除く。）中に支払った賃金の額のうち、一時間あたり四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）の助成を行うものとする
こと。

三 成長分野等人材育成型訓練及びグローバル人材育成型訓練を受けさせた場合の助成の対象について、中小企業事業主以外の事業主を加えるものとし、当該訓練を受けさせる中小企業事業主以外の事業主に
対し、当該訓練に要した経費の三分の一の額及び当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち一時間あたり
四百円の助成を行うものとする
こと。

四 グローバル人材育成型訓練に、海外で実施する訓練を含めるものとする
こと。

五 その他所要の見直しを行うものとする
こと。

第四 その他

一 この省令は、平成二十六年三月一日から施行するものとする
こと。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定め、所要の規定の整備を行う
こと。